

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367  
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額600円 6カ月前納制

### へもくじへ

#### ■巻頭言■

諫早干拓の闘いを自治体運動に発展させよう

谷口 良隆……………2

カリブ海諸国での「反乱」

伊勢 太郎……………3

戦争は逆算して準備する

藤原 了……………5

—改憲国民投票と市町村合併(二)—

憲法九条を守ろう

河合 国広……………10

車いす使用者からのメッセーヂ

今福 義明……………11

「人権」—もつと掘り下げ考えよう

滝野 嘉津子……………11

—つくば市の「のりのりバス」乗り込み奮闘記—

読者からのおたより……………14

# 旬刊 社会通信

NO. 895

二〇〇四年三月一日号

二〇〇四年三月一日発行  
(毎月一日・二日・二二日三回発行)

## 諫早干拓の闘いを自治体運動に発展させよう

いま、有明海沿岸の自治体議会では政府や国会に対して「中・長期開門調査を求める」意見書の提出が相次いでいる。佐賀県内では昨年十二月議会で、県議会を始め、佐賀市、鳥栖市、鹿島市の各市議会並びに十八の町議会で意見書が可決された。

干拓事業に推進の立場をとる長崎県内では沈黙を決め込んでいるようだが、福岡県や熊本県内でも同様の動きが伝えられる（沿岸全体で三十一議会が可決）。諫早湾干拓事業で直接影響を受けている沿岸自治体の動きにしては遅きに失する感も否めないが、本事業に対して直接自治体の意志が表明されてきたことは、今後の運動にとっても政治的にもたいへん意義深いものが生じてくるに違いない。

こうした自治体議会の意見書提出の動きをつくってきた背景には、各県漁連や各地の単協の地元議会への熱心な要請があつてのことだが、そうした漁業団体の動きを作った力は、これまでの漁民と市民の連携した運動が実を結んだものと考えなければならぬ。

運動の歴史をお互いが評価し、今後の運動に活かしていかなばならない。そして有明海沿岸の圧倒的多数の自治体に普及させていかなばならない。

諫早湾干拓事業をめぐる私たちの運動は、九七年のいわゆるギロチン以降、理論的にも実体的にも有明海に及ぼす影響の大きさを証明しながら今日に至っているが、農水省の不誠意な姿勢は無用に歲月だけを流し、干拓事業による有明海の自然環境負荷を固定化させようとしている。

農水省は、時のアセスの欺瞞性が叫ばれても、今なお馬耳東風。言わずもがなの姿勢が続く。火の車に陥った財政状況に転じてもお、漫然と財政の浪費に徹している。期待の政治も、有効な行政のコントロールができていないとはいえない現状にあるといわざるを得ない。だからこそ自治体議会もここにて危機感を持つてきたとみることも出来る。

闘い半ばにして彼我の膠着状態を動かすために今何が必要なのか？

私は、一昨年の「第五回有明海・不知火海フォーラム」や、昨暮「干潟を守る日2003 in 諫早」の場でも提起してきたが、沿岸各地で「地域運動」を起こす必要性をここで改めて皆さんに訴えたい。いずれの運動にしても、運動は、特定の人や団体が行えば成功するというものではないといわれる。

いかに大衆化できるかにかかる。市民や漁民の皆さんがそれぞれの生活圏で何時でも運動に関われる基盤をいかに作るのかである。そこを運動に携わる仲間たちみんなで考え編み出すほかにない。もちろん、これまでの市民と漁民が作り上げてきた運動の歴史の上に、新たな課題としてそうした運動を構築しようという提案である。

自治体は高見の見物では許されない。たとえそれが所管外の国家プロジェクトであってもだ。住民福祉に逆行する諫早事業などはなおさらのことである。おうおうにして地方自治体は国のやることには弱腰で発言を差し控えるきらいが強い。

特に、国際問題や他自治体の事業に口出しするような行為は自粛するという自治体議会としての不文律が存在する。しかしそうではあってもあえてこのような意見書が多数の自

治体で可決されかけたという流れは大いに評価したいし、私たちの運動がこうした動きをさらに後押しし、更なる各自治体議会への波及と、意見書の政府に対する政治的実効性を高める裏打ちとして、私たちの主体的運動の高揚が求められる。

全国の先例に学んでも自治体の動きいかなは大変大きいものがある。決して住民自治を司る立場の地方行政を、高見の見物にさせ続けてはならない。

農水省は推進理由の一つに、たびたび「地元の強い要望がある」と口にしてきたが、私の提案するそうした運動はその逃げ口を塞ぐことにも通じる。

現地長崎県内では、マスコミでも既報の政治献金の力学や、行政のメンツもまだまだ働いていこうが、県民の良識と沿岸自治体の客観情勢の変化を作り上げていくことで微妙な変化が生じていくものと確信する。

地域・生活圏で具体的な共通課題をもって闘える客観情勢ができてきた。

運動に携わってきた仲間の皆さん！ ハチ巻を締め直すべきこのとき。さらに有効な闘いを構築していくために、共にこの提案考えてみてください。

全国で応援下さっている本紙読者の皆さん！ 諫早干拓運動は正念場になってきました。引き続きできるだけだけの応援を頼みます。

(まええ海を守る鹿島の会代表 鹿島市会議員 谷口 良隆)

## カリブ海諸国での「反乱」

**中南米とは** 日本ではメキシコ以南のアメリカ大陸を中南米と呼ぶ。世界的にはイスパノ・アメリカ、ラティノ・アメリカ等、さまざまである。アメリカ大陸はスペインの探検家によって発見され、一五世紀末以来、スペイン、ポルトガルの植民地下にあつたからだ。その中南米諸国は一八九八年のアメリカ・スペイン戦争で、アメリカがスペインを破つてから、アメリカの植民地となり、中南米大陸は「アメリカの裏庭」となった。

中南米とはどんな地域なのだろうか。中南米諸国はメキシコを含め中米八ヶ国、南米十二ヶ国、カリブ海に浮かぶ小さな島々からなる十三ヶ国の計三十三ヶ国。旧宗主国はスペインというわけで中南米諸国の言語は、ブラジルがポルトガル語、ハイチがフランス語である外、スペイン語というお国柄。植民地時代、原住民はパンパスと呼ばれる平地部分では伝染病と使役で殺されつくし、住民は白人と原住民の混血であるメスチンが多い。と同時に、奴隷貿易と砂糖栽培で黒人がたいへん多いのも特徴で、原住民は三千メートルを超える山岳部に居住する。

カリブ海諸国の一つであるハイチに今はまだ目立たない注目すべき大きな出来事が起きている。反政府勢力が武装蜂起し、現政権アリストテイド大統領を追いつめているというのだ。ハイチとはどんな国だろうか。アメリカは世界に軍団を送り、アフガン、イラクを戦争状況に陥れた。ラテンアメリカではクーデター、政変はふつうのこと。このハイチにアメリカはまた鎮圧部隊を送るのだろうか。

**ハイチとはどんな国** ハイチはカリブ海に浮かぶイスパニョーラ島(スペインの島という意味)の西三分の一を占め、海でキューバと国境を接する。イスパニョーラ島の東三分の

二はドミニカ共和国である。面積は二万七千平方キロ、人口約八百万。国民の九五%が黒人であり、モレーノと呼ばれる白人と黒人の混血五%。言語はフランスが宗主国との歴史からフランス語。コーヒー、砂糖中心の農業国である。

ハイチはコロンブスが一四九二年十二月に到着。一六九七年フランス領となった。一七九一年、フランス革命に影響を受けた黒人奴隷による独立運動が起き、一八〇四年一月一日独立宣言を発し、世界初の黒人国家、中南米最初の独立国となった。

一九一五年、米軍が侵入し三四年まで占領。その後、一九八六年まで軍事独裁がつづいた。独裁排除の新憲法が制定され、民政復帰したのは一九八八年である。しかし、中南米諸国の大きな特徴である軍によるクーデターが続発。米の介入がくり返された。

現大統領のアリステイドは元神父、「左派」といわれた人物。九〇年十二月の大統領選挙で当選、就任した。ところが九一年九月、軍がクーデターを起こし、アリステイドはアメリカに亡命、九四年七月、国連は民政復帰と称し多国籍軍の武力行使を容認。アメリカが進駐し、アリステイドが復権した。

その後のハイチの政情はといえば、失政と汚職、軍、国家警察部隊の反乱の連続で、〇一年十二月には武装集団が大統領府に立てこもるクーデター未遂事件も起きている。今度のハイチの政争はこれまでのクーデター事件とは質を異にするようで、ハイチ第二、第三の市カパイシアン、コナイブが反政府勢力によって支配され、首都ポルトープランス（人口約八十八万人）の陥落も間近と伝えられる。

**すでに海兵隊派遣** 中南米諸国を支配するのが一九四八年三月に発足したOAS（米州機構）。目的に①米州地域の平和と安全保障の強化、②紛争の平和的解決と米州諸国の相互理解の促進、③経済、社会、文化的発展をかくけていくが、実際は中南米支配のためのアメリカ主導による軍事条約の色彩が強い。その典型がキューバを「独裁国家、自由と民主主義の敵」と六二年以来、排除しつづけていることである。

二月ははじめから始まった反政府軍は、最近ではハイチ全体に影響力を拡大し、アリステイドはOASに「テロリストが民主主義秩序を破壊しようとしている。国家警察部隊では手におえない」と支援を要請。OASの盟主であるアメリカは実情査察のため、軍専門家チーム、海兵隊をハイチに派遣するかたわら、国連にハイチ問題担当の特別顧問を任命し、アリステイド、そして反政府勢力に①野党側もふくめた暫定評議会設置、②新首相を選び総選挙実施、③アリステイドは〇六年まで任期をまっとうするとの案を示した。

アリステイドは受け入れを表明、反政府勢力はアリステイドの退陣を要求している。米の中南米政策はアメリカの気にくわぬ、アメリカに逆らう組織、運動、政府が影響力をもつと、「自由と民主主義」の敵と軍を送り弾圧すること。今回は、反政府勢力を「テロリスト」と規定し、軍が送りこまれることになるにちがいない。すでにブッシュは「治安維持のためにの部隊の駐留を国際社会に働きかける」と、国連による多国籍軍―そのじつアメリカ軍―派遣を画策している。

目下のところ反政府勢力の実態は明らかでない。しかし、ラテンアメリカ諸国で進む自由貿易協定にもとづく経済政策が経済混乱、政治の腐敗・汚職をもたらしているのはどの国も同様で、アメリカから遠く離れたアフガン、イラク、パレスチナばかりか、アメリカの裏庭でもいよいよ矛盾が爆発しはじめた一つの証左となる。

（伊勢 太郎）

# 戦争は逆算して準備する

―改憲国民投票と市町村合併（一）―

第二七次地方制度調査会は、二〇〇三年一月一三日 第七回総会で、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」及び「当面の地方税財政のあり方についての意見」を決定し、小泉首相に提出した。本稿では「答申」について検討を加える。

今、私の手元には、厚さ一〇センチを越える第二七次地方制度調査会議事録及び資料がある。二〇〇三年一月八日時点で公開された議事録は二〇〇三年九月一九日第三〇回小委員会議事録「基礎的自治体のあり方について」までである。

残る 四回の小委員会と第七回総会議事録はまだインターネット上には出ていない。しかし、二〇〇三年一月三日の第三三回小委員会次第には、答申素案（委員限り、委員会終了後回収）という記述があり、秘密会であったことを臭わせている。この時点で最終答申の黒い影が見えた。

## 答申に関する自治労見解

自治労は答申に関する見解を二〇〇三年一月一日に発表した。人口規模について、「答申において人口要件の目標数値を法律に明記しないことが確認されたことは、この間の取り組みの到達点として一定評価できる」としているが、答申には「なお、都道府県が（合併）構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口一万余未満を目安とすることとするが、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で、合併を行った経緯についても考慮することが必要である。」とアバウトな人口数値が示されている。自治労本部に問い合わせたところ、この答申記述について法律で人口要件を明記しないことを地方制度調査会第七回総会で確認したそうである。

## 第四七回全国町村議会議長会 特別決議

全国町村議会議長会は、二〇〇三年一月二〇日、東京の日本武道館において、全国二千五百一町村議会の議長など、関係者約四千二百人が出席するなか、町村自治の確立、明年度予算対策を主眼とした「第四七回町村議会議長会全国大会」を開催した。この大会では、町村自治の確立に関する以下の特別決議が採択された。

「平成一一年八月の「市町村合併の推進についての指針」以来、今日まで、全国二千五百有余の町村は、国と都道府県の強い指導の下、市町村合併を迫られてきた。そして今、国は、市町村合併特例法の期限切れを目前にして、今年こそ最後の正念場として一層指導を強めている。

我々は、これまで、平成の合併は「理念なき合併」であるとして、その正当性を問うてきた。言うまでもなく合併は、より良い住民生活を実現するための「手段」に過ぎず、それ自体、決して「目的」ではない。

ところが、第二七次地方制度調査会は、地方分権時代の基礎的自治体のあり方をめぐって、終始、小規模町村の解消を目指し、強制的な合併策を含む新たな合併策を提示してきた。我々は、その都度、全国町村会と連携を密にし、その非を訴え、闘ってきた。

その結果、一定の成果を見ることが出来たが、国はなお、平成一七年四月以降も、新

法を制定し、第二次合併を推進する考えである。答申では、第二次合併はあくまでも「自主的な合併を促す」ものであるとし、新法は「合併に関する障害を除去するための特例を中心に」定めるものとしているが、法案作成や審議の過程で、その趣旨に反する変更が生じないとも限らない。

我々は、如何なる小規模な町村であつても、その町村が自立を目指す以上、その町村の自治を守っていくのが我々の務めであると考え。よつて、政府 国会においては、新法の法案作成・審議に当たつては、町村の自治を尊重し、地方分権の大原則である「自己決定・自己責任の原則」を無視することのないよう、強く要望する。以上、特別決議する。」

同時に、地方税財政に関する特別決議を「三位一体の改革」の早期実現に関する特別決議（抄）以下の通り採択した。

「三位一体の改革は、『将来世代に責任が持てる財政の確立』を実現するための改革の一つとして位置付けられている。

改革工程によれば、平成一八年度までに、概ね四兆円程度を目途に国庫補助負担金の廃止、縮減等を行うとともに、地方財政計画の歳出の徹底的な見直し等による地方交付税総額の抑制等を行い、基幹税の充実を基本に税源移譲を含む税源配分の見直しを行うこととしている。

第一に、国庫補助負担金の廃止・縮減等のみが先行され、結果的に、地方への負担転嫁で終わってしまう恐れはないのか。本来、三位一体の改革は、あくまでも地方分権改革の一環として取り組まれるべきものであり、断じて、国の財政再建のために行われるものではない。第二に、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという基本方針に立つとき、国庫補助負担金の廃止・縮減等は大幅に行われるべきであり、単に四兆円の見直しで終わらせてはならない。第三に税源が乏しい町村にとって、税源移譲による恩恵は極めて少ない。地方交付税の財源保障機能は絶対に堅持すべきである。

よつて、政府 国会においては、平成一六年度及びそれ以降の予算編成並びに税制改正に当たつては、町村の自立が図られるよう、我々町村の意見を十分に踏まえ、地方分権時代に相応しい地方財政制度の確立を目指し、三位一体の改革を確実に実現するよう、強く要望する。以上、決議する。」

### これらの動きを注視―全国町村会の祝辞(抄)

この大会で全国町村会の山本文男会長は次のような祝辞を述べた。

政府の地方制度調査会は、先週一三日に「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」をまとめました。私は、ここに至るまでの間、住民に最も身近な行政主体である市町村は、人口の大小にかかわらず、全て基礎自治体として位置付けるべきであること、市町村合併については、誰に強制されることなく、関係市町村の自主的な判断により進めるべきであることを基軸として、各般にわたり意見を申し述べて参りました。

答申には、ある程度私どもの意見の反映は見られるものの、中川会長も言われたように、新合併特例法のあり方、特に合併に関する都道府県の役割については、大いなる疑問と疑念を抱かざるを得ません。今後とも、新たな法案の作成や審議過程等を十分注視し、いろいろな機会を通じて町村の立場を強く主張して参らなければならぬと存じております。

また、折しも、年末に向けて平成一六年度政府予算編成作業が行われ、三位一体の改革

が推進されようとしております。

全国町村会といたしましては、町村議長会と共に、今後とも町村の自主的・主体的な行財政運営に支障が生じないように、地方交付税の財源調整・財源保証機能の堅持や税源移譲等に向けて適切な要請を行っていくなど、一段と活発な活動を展開してゆく所存でございます。

### 三位一体だけでなく都市再生 小泉純一郎の祝辞

小泉首相は次のような祝辞を述べた。

昨年一年間に日本人が外国旅行をした数は約千六百万人、ところが外国人が日本を訪問した数は五百万人。パリだけで年間五千万人の外国人が訪れています。

二〇一〇年には今の五百万人の外国人が一千万人ぐらいは日本を訪問してくれるような魅力ある日本にしていこうという取り組みを進めております。いわば三位一体の改革だけではなく、都市再生。全力を挙げていきたいと思っております。

### 改革は改良とは限らない！ 麻生太郎総務大臣の祝辞(抄)

町村合併の話にしても三位一体の話にしても、また、行政手続オンライン化の話にしても、いろんな意味で私どもは明らかに時代変化に合わせて対応せねばならないということになりました。

仮に税源を移譲されても、税金を取る相手の住んでいないところに税源だけ渡されてもとる相手がなければ成り立ちませんから、そういった意味では基本的に何らかの形でそれを調整しない限りは格差はさらに付くということとを皆さん方はよく現場におられて理解しておられることだと存じます。

三位一体の話にしても、改革は必ずしも改良とは限らない。改悪もありますので、私どもとしては非常にこの問題についてはいろいろな地域間格差というものをどのようにとらまえ、私どもとしてこれに対応していくかというのが真剣に考えられているところでもあります。

首相と総務大臣の祝辞はまるで正反対である。閣内不一致を露呈している。実際、地方の財源について総務省と財務省は対立を続けており決着は先延ばしされたままである。つまり、法案から一万人の人口要件を削除することで合意したのだとしても小規模町村は安心できない状態にある。そのため大会は以下の宣言を採択した。

### 町村自治確立をめざす―小規模町村

「全国二千五百有余の町村は、「平成の大合併」の掛け声の下、市町村合併特例法の期限が切れる平成一七年三月末に向け、大揺れに揺れている。

我々は、これまで、第二七次地方制度調査会の審議の場において終始「理念無き合併」の非を説き、また、町村議会議長全国大会において幾度か「強制的合併反対」の決議をしてきた。特に、昨年一月の「西尾試案」は我々に強い危機意識を持たせ、「今や町村は『危急存亡』の秋にある」との認識の下、本年二月二五日には、本会が創設されて初めて、全国町村会と合同で「町村自治確立総決起大会」を開催したところである。

総勢七千人に上る参加者を得たこの大会は、地方制度調査会をして「西尾試案」を撤回さ

せるという大きな成果を生んだ。

しかしながら、いや応なく進む合併は、町村の尊厳を否定し、「小規模町村潰し」と言っても過言でない状況を招来している。我々は、このことに強い怒りを覚える。また、このことは、全国並びに各都道府県町村議会議長会にもきわめて深刻な影響をもたらしている。本日、我々は、こうした状況を打破するため、「町村自治の確立に向けて」の旗印の下、ここ日本武道館に結集した。そこで、我々は明確に表明する。

如何に人口が少なからうと、自立を目指す小規模町村は断固支持するものである。あわせて、地方交付税の財源保証機能は絶対に堅持されなければならない。と同時に、その意義に鑑み、今後とも全国並びに各都道府県町村議会議長会の存続を図る。

未曾有の困難に直面している今、我々は、決意を新たに、町村自治の確立を目指し、今後「誇り」を持ち、「闘う姿勢」を堅持しながら、力強く前進していくことを、ここに誓う。以上、宣言する。平成一五年一月二〇日 第四七回町村議会議長全国大会」

#### 小規模自治体潰しに専念した二七次地制調

地方制度調査会答申は、法案のたたき台であるが、「一万人未満の人口目安設定」の他にも問題だらけである。

・「市町村の規模等に対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直しを図ることが避けられない状況にある。」(5頁)

・「法令による義務づけのない自治事務は一般的に処理するが、通常的基础自治体に法令上義務づけられた事務については窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても引き続き検討する必要がある。」

この場合において、都道府県は当該事務を自ら処理することとするほか、近隣の、基礎自治体に委託すること等も考えられる。」(10頁) つまり、小規模自治体の解体を進めるとする西尾私案の考え方は残った。

しかも、「地域における郵便局との連携」(5頁)・「多様なサービスの提供方法の検討」(5頁)に戻れば、役場を解体し、地域の小規模郵便局に事務代行手数料を支払って、特定郵便局の収益源を確保すると読める。総務省内部での旧自治省と旧郵政省の連係プレイが見て取れる。今後、総務大臣祝辞の中で述べられたようなIT化が進めば、本当に町村の「役場」は消滅してしまうかもしれない。

#### 都道府県知事は強制合併執行官に

昭和の大合併と同じように、「現行の合併特例法の失効(二〇〇五年三月三十一日)後は、新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的合併を促す必要がある。この法律は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法における合併特例債等のような財政支援措置はとらないこととすべきである。」(7頁)と、総務省が目標とする一千基礎自治体にむけ鞭を当てている。今までも自主的とは言いがたい合併であったが、「人口の目安」と合わせ、小規模自治体つぶしの強制合併が前面に出てきた。

さらに、「都道府県知事は(合併)構想に基づき、合併協議会の設置や合併に関する勸告、合併に取り組む市町村間の様々な合意形成に関するあっせん等により、自主的な合併



を進めることとすべきである。」・「都道府県知事が合併協議会の設置を勧告したとき、一定の場合には市町村長が合併協議会の設置について議会に付議するか、あるいは住民投票を行うこととする制度を設けることを検討する必要がある。」(8頁)と強制合併の執行について都道府県にアウトソーシングしている。

### 地域自治組織は両刀の刃

全国町村会・町村議長会が求めていた「地域自治組織」の中に先に書いた特例団体事務配分方式を混入させ、さらに、地域自治組織のタイプとして(a)行政区的なタイプ(法人格を有しない)と(b)特別地方公共団体とするタイプ(法人格を有する)に分け、「一般制度としては、基礎自治体としての一体性を損なうことのないようにするということにも配慮して、(a)行政区的タイプを導入すべきである」(11頁)としている。この点を全国町村会も町村議会議長会も評価しているが、敵に利用されていることに気付いているのだろうか。

### 一般制度としての地域自治組織のトリック

答申には一般制度としての地域自治組織の仕組みとして、「地域協 議会と長を置く」。また、「事務所を置き、支所、出張所的機能と地域協 議会の庶務を処理する機能を担わせることとする。(12頁)」と記入された。ゴシックの部分は、国が「地方分権」を言いながら地域の末端自治組織を国家統治機構のパーツと見ている証拠である。「地方分権」のしつぽが見えた。地域コミュニティを育て、住民自治を実現する手段としての小規模町村からの提案であった「地域自治組織」構想はすっかり換骨奪胎されてしまった。

地域協 議会の構成員は、自治会、町内会、PTA、各種団体等地域を基盤とする多様な団体から推薦を受けたものや公募による住民の中から選ぶこととする。(13頁)「原則として、無報酬とする。」(14頁)となっており、お金と暇のある人が、独占する隣組の再現が懸念される。

地域協 議会が徴兵協力や戦事公債の募集を強要することのないよう平和宣言や戦争協力拒否宣言を出させることが必要である。さらに、「地域自治組織の長は基礎自治体の長が選任する。」(14頁)となっており、政令指定都市の区長と同じ形、つまり地方官僚が任命される。この形を「自治」とはいえない。これは「統治」である。

### 法人格を有する地域自治組織は「期間限定」

法人格を有する地域自治組織は、「合併後の一定期間、合併前の旧市町村のまともによりも特に配慮すべき事情がある場合は」、「設置できることとすることが適当である。」(14頁)と合併促進のための道具にされた。しかも、念入りな事に、再度「合併後の一定期間」(15頁)と期限に区切りがあることを強調している。

法人格を有する地域自治組織は、「法令により処理が義務付けられていない基礎自治体の事務のうち、その地域自治組織の区域に係る地域共同の事務であって規約で定めるものを自らの事務として処理する。

また地域自治組織の機関が基礎自治体の補助機関の地位を兼ねることなどにより、法令により基礎自治体が処理することが義務付けられている事務を地域自治組織において処理することもできるものとする。」(15頁)と役場支所の機能を持ち得るようになっていく。

一般的な自治組織と同様に、「長は基礎自治体の長が選任するものとする。」(16頁)、また「地域協議 議会は、地域自治組織の予算等を決定するほか、必要と認める事項につき、基礎自治体の長のその他の機関に建議することができるとする。」(15〜16頁)となっており、一定の住民自治を認めている。

ところが、その「構成員の選出方法は、地域の自主性を尊重する観点から、規約で定めることとする。」となっており、予算を決定する代理人を選ぶにもかかわらず、必ずしも有権者住民による直接選挙が義務付けられているわけではない。

それは、直接選挙にした場合、この法人格を有する地域自治組織を「一定期間」でカットするのが難しくなり、ひいては地域自治組織が将来、基礎自治体から分離独立する核となりかねないからだと推定される。しかも、構成員(議員)は、原則として無報酬である。有閑階層の独占する場となるようにはじめから制度設計されている。

法人格を有するタイプの「地域自治組織の事務局の職員は、基礎自治体からの派遣、または兼務を原則とし、必要な場合には臨時の職員を採用できることとする。」と書き込まれ、これも「店仕舞い」しやすいように作られている。法人格を有する地方自治組織は合併への一定「期間限定付きの抵抗緩和剤」でしかない。

(兵庫自治体運動研究会 藤原 了・つづく)

## 憲法九条を守ろう

世界に冠たる日本国憲法。その憲法が瀕死の状態に陥っている。

解釈改憲・自衛隊は合憲と強弁してきたツケが回ってきた。本当に高いツケが：

イラクへ陸・海・空の自衛隊三軍が派兵された。呉基地から輸送艦が室蘭経由で出港した。見送る家族。日の丸の小旗が振られ、軍艦マーチの流れる中、反対の声もかき消されて：

遅れて、横須賀基地からも護衛艦が出港した。これで陸・海・空三軍がイラクの地に集結することになった。「専守防衛」の枠を踏み出した。

『徴兵は命掛けても阻むべし母、祖母、おみな、牢に満つるとも』朝日歌壇より。総評が健在のころ販売されたキーホルダーを今も大切に持っている。世の流れがかくも速く変化すると――。

ユニオン連合は反対運動を提起しない。二月五日、岐阜地区労が主催する「イラク問題を考える岐阜地区平和集会」が岐阜市で開かれた。緊急な取り組みにもかかわらず、岐阜地区労傘下の働く仲間、地区労高齢者懇談会の皆さんなど三〇〇人を超える皆さんの参加を得ることができた。

集会では「イラク戦争この一年」と題して、フォトジャーナリスト豊田直巳さんの記念講演と現地での様子を写してきたスライド上映は参加者の胸を打つものがあった。「自衛隊派兵に支払われる手当てを、NPOにより直接イラクの人々へ支出すれば何十倍、何百もの雇用を生み出すことが出来る。」の講演要旨には参加者の大きなうなずきが見られた。

九憲法違反の自衛隊派兵は、日本国民の生活犠牲の上に、莫大な軍事費突出に道を開き、そのツケは孫子の代まで残る。そして私たちの思いとは逆の結果が着々と作られようとしている。自衛隊が派兵された地サマワでは、「雇用の拡大」を求める現地の人々の声が報道され、自衛隊がくれば雇用が拡大されると過度の期待があるようだ。(河合 国広)

## 車いす使用者からのメッセージ

自らの意思で自由に移動できることは、本当に楽しいものです。

自らの意思で自由に移動できなかった経験を持つ者は、特にそう思うでしょう。

手動車いすに乗り始めた時、電動車いすに初めて乗った時、それから、初めて乗ったバス、電車……

思えば、自由に移動できることは、社会参加の基本であり、さまざまな人・機会・楽しみとの出会いでもあります。

かつて、鉄道に乗ることは大変でした。駅には、階段、階段、階段……階段の嵐……担いで挙げてもらうこと降ろしてもらうこと……怖い心の悲鳴を押し殺して、乗ることに一生懸命でした。わずか数年前のことです。

普通エスカレーターでの乗降も階段の担ぎ上げ降ろしよりは、数段ましだと思っていました。チェアーマイト（ステップングカー）ですら、階段の担ぎ上げ降ろしよりは、ましだと信じていました。ドシン・ガチャン・グラツ・ウツワー・落ちるー・助けて……と痛みと恐怖と不安と怒りと苛立ちと故障と「もうこれで終わりがなあ……」と思ったこともありました。

路線バスは、さらに大変でした。

十年前に、国内の六都市で、運行し始めたリフト付き路線バスに初めて乗った時まで、日本では、路線バスにリフトなど付くはずがないと、リフト付き路線バスを走らせる運動をしながら固く信じていました。路線バスに担いであげてもらって、また、担いで降ろしてもらおう。とてもストレスのたまる移動でした。行ったら帰れないのではと何度思ったことでしょう。

しかし、わたしたちは、移動し続けてきました。よりよき移動を求め続けてきました。だから、不合理な理由で、移動を拒否されるようなことが、起こると大変腹がたちます。同じ車いす使用障害者が、移動を拒否されていたりすると、そのバリアに対して、共に闘います。

（今福 義明）

## 「人権」——もっと掘り下げ考えよう

——つくば市の「のりのりバス」乗り込み奮闘記——

きっかけ 「車いす使用者からのメッセージ」を寄せてくださった今福義明さんは「誰もが使える交通機関を求める」全国行動東京実行委員会の委員長。日頃はアクセス東京の活動で、バリアがあると聞けば直ちにはせ参じ、乗り物が開発運行されると聞けば全国どこへでも飛んでいく。結果や状況はすぐにメールで知らせてもくれる。その今福さんから、茨城県つくば市の「のりのりバス」に乗る機会があれば感想を、と言われていた。

「のりのりバス」 つくば市は、私が高齢者介護で通うとなりの市だ。四年ほどまえから

リフト付きの市内循環「のりのりバス」十三台が十三コースを運行している。車体は市が購入し、市内のタクシー会社協同組合に委託している。運賃は無料で利用度は高い。利用案内には、『市内公共施設（庁舎・保健センター・老人福祉センター・障害者福祉センター・つくばセンターバスターミナル）利用の方はもとより、ショッピングなどさまざまな生活の足として、どなたでも利用できます。』とある。

ところが、昨年暮れ手動車いす使用者が乗車を拒否された。理由は運転手さんがリフトの使い方を知らなかったらしい。地元で活動する方々が直ちに抗議・交渉したと聞く。今福さんも乗ってみたいと、つくば市の社会福祉課に電話で交渉。意外な事実も判明した。電動車いすは固定具がないから当初から乗せないし、これからも乗せないという。

そんななか、「のりのりバス」の運行当初から電動車いすで何度か乗ったことがあるという沼尻かつえさんに会った。近頃はあまり乗っていないようだ。「乗るたび、いろいろ言われたり」と硬い表情で語っていた。足が不自由で言語に障害のある彼女の夫・好夫さんは、「のりのりバス」に乗れば二五分で行けるつくばセンターバスターミナルの近くの仕事場まで、電動車いすを一時間三〇分走らせ通っているというのである。

**乗車** 二月二二日午前、電動車いす使用の好夫さんと手動車いす使用のかつえさん、つくば市議会議員の金子和雄さんと私が「のりのりバス」に乗車した。乗車時、運転手さんは、車いすを見るや運転台から降りてきて手際よく後ろのドアを開け、リフトを下げながら、「車いす二台は無理だ。しかも電動車いすは市役所から断るように言われている」と私たちに告げた。「どうして？ 電動が駄目な理由は？」と聞いたが、「なんだか分からない」と私と運転手さんは答えた。すかさずかつえさんが「私、前に何度も電動で乗ったことがあるから大丈夫。安心して」と訴えていた。こうしたやりとりがあったが、好夫さんは問題なく「のりのりバス」に乗車し、目的地的につくばセンターで降車した。

かつえさんと私は、三分後にやって来た「のりのりバス」に乗り込んだ。運転手さんは、車いすを使用しているかつえさんを私に「支えていてくれますか」というので、私は、「どのように車いすを留めて固定するのか見たいのでやってくださいませか」と逆にお願ひした。運転手さんは固定具を収納箱から取り出しセットし始めたが、なかなか難しそう。私は「じゃ支えていきましょう」と、そのまま発車。かつえさんが「ブレーキだけで大丈夫よ。座って！」と言うので支えなかったが、道中、何事もなく好夫さんと合流ができた。

**運転手さん** 帰りは大変だった。「車いす二台でお願いしまゝ」と、私はかなりの迫力で訴えた。運転手さんは手早くリフトを下げながらちらりと車いすを観察。「あつ、これは電動だろう」とにらんだ。「そうよ、大丈夫よ。朝乗ってきたんですから」と私は大きな声になった。これに乗らなければ二時間も待たなければならぬ。内心ドキドキ、後に引けない思いであった。運転手さんは「市と会社からダメだといわれている」と大きな声で私たちをみつめた。「あら、電動の方が重みがあるから揺れなかったし大丈夫でしたよ」と、私は懸命だった。結果、運転手さんは後ろの荷物を隅の方に片付け始め、渋々ではあったが、車いす使用の好夫さんとかつえさんは同じバスに並んで乗り込むことが出来た。

乗ってからがまた大変だった。運転手さんは「車いす二台乗せるのに七分かかった。遅

れちゃった。折り返し点での楽しみの一服のタバコもできない……」と声を荒立てた。

これを聞いていたかつえさんは、「七分かかった、タバコ一服できないなんて……、そんなこと言われるから私たちはバスを利用できなくなる」と怒り声となった。

「それって、運転手さん！ 言う相手が違うよね。つくば市や会社に言うことだよ。それは……」と私は運転手さんに聞こえるようにいいかえした。ドンドン飛ばすので上下揺れがひどい。どうなってしまうのかとても心配だった。車いすの揺れはどうか注意していたが、横揺れは殆どないようだし、問題はなかった。

ほかに乗客がいなくなったので、私は運転手さんの近くに座り雑談をはじめた。運転歴四四年六八歳、ハンドルをもつのが何よりも好き。そう……、生き甲斐だよ。……、運転手さんは得意げに語り始めた。「実は私のお袋も車いすを利用しているんだよ」とも。次第に車の速度を落とし、揺れもなく私も穏やかな気持ちになっていった。

「乗ってる人によって運転の仕方変えるの？」と私は聞いてみた。運転手さんは、「そうだね、お年寄りが乗ったとき、赤ちゃんが乗ったとき、三通りだよ」と答えていた。

下車する折り返し点の停留所では他の「のりのりバス」二台。運転手さん二人が休憩していた。沼尻夫妻がリフトで下り始めると、休憩していた二台の「のりのりバス」の運転手さんが飛んできて、夫妻がそれぞれ降りるのを観察していた。無事下車するや、私たちを乗せた運転手さんは休憩中の運転手さんにリフトの使い方など一生懸命教えはじめた。数分の休憩時間の一服の楽しみ、タバコなどすっかり忘れていたかのように、指さしながら三人が向かい合い語りあう姿は真剣そのもの。疲れが吹き飛ぶ一瞬だった。

停留所で待っていた高齢の女性は、「このバスは助かります。なかつたら引越すしかない」と語っていたが、マイカーの普及に反比例して鉄道や路線バスなど公共交通機関は削減・縮小するばかり、そこに導入されたのが「のりのりバス」だ。高齢者も妊婦も、ベビーカーの赤ちゃんもお母さんも、障害を担う方々も、誰もが平等に、安全・快適に、地域コミュニティを豊かにするものであって欲しい心から願う。

**移動は「人権」** 公共交通にバリアがなく、誰もが平等・快適に移動できることは社会参加や通勤、通学、通院、買い物、レクリエーションなど人として生きていく基盤・基本だ。現在の成果主義・競争社会では、元氣な一般市民が、「当たり前前の生活」のなかでこのことに気づくことは少ない。私もその例外ではなかった。

障害を担っている方々が、地域で生活し積極的に社会参加していることを知るにつけ、移動の重要性に気づかされ、何度もお目にかかるなかで、車いすは体や足の一部（補装具）であって何も彼らは特別な人ではないと感じてくる。そうなると、その時々での場面での差別感や偏見の目が鋭く直感させられ、心ない一言や不条理に腹が立つてもくる。

国際障害者年から実に二十年余も経っているのに、その差別の実態は余りにも酷すぎる。物理的バリア（障壁）のみならず、情報のバリア、制度のバリア、心理的バリア等々余りにも多い。だが、彼らは、足や手、言語の不自由さをさまざまに工夫しつつ、体を張ってそれらのバリアに対して、共に闘っている。その姿に大きく感動し、励まされている今日この頃、「障害を担って生きている人に人権を！」「誰でも使える公共交通を！・公共施設・大型店舗をバリアフリーに！」等々、いつの間にか私は、大きな声で叫んでいた。

（滝野嘉津子）

## ◇読者からのおたより◇

**朝鮮訪問** 十一月に、新潟NGO人道支援連絡会のメンバーと朝鮮民主主義人民共和国を訪問した。援助米や子供たちとカレーライスと一緒に食べ、拉致家族の要求にそって早急に解決するよう朝鮮対文協や元山市長と民間レベルから話し合った。「日本の外務省から事務折衝もない」「平壤宣言にそって解決されるべき」との声。「平壤宣言」にそった政府間の話し合い以外に道がないと感じた。一刻も早い解決を願う。  
(新潟市議・小林義昭)

**世界社会フォーラム** 私は徳島県池田町の黒川征一と申します。第三の「国連総会」ともいふべき世界社会フォーラムの記事が地元・徳島新聞にありました。貴誌においてこの動きを報じて欲しいと思いましたが、○四年一月三十一日付のコピーを送付させていただきました。(徳島・黒川征一)

**編集部より** 了解です。どのように書けば、あるいは執筆してもらえばいいか思案中でした。ご提案に心から感謝。十五万人が参加しているとのこと。呉越同舟もあり全体像をつかまえるのは容易ではありません。

**タイムリーな発行** 『生きるNo.8』が発行されました。今号は「教育はだれのもの？」という特集が組まれています。一月二〇日の朝日新聞に「教師ら二十人冊子を発行 教育への思い語る」と、その内容が詳しく紹介されました。自衛隊がイラクに派遣され、教育基本法改悪の動きが進む中、ひじょうにタイムリーな原稿が収録されています。一人でも多くの人に広めていただきたいと思えます。  
(奈良・I)

**編集部より** 編集子からおすすめます。ご希望の方は「いのちと平和を考える会」事務局まで。電話は〇九〇―二五九〇―九一二六です。なお頒価は四百円(送料別)

**戦争反対の熱気** 一月二五日の昼、日比谷公園(東京)入口は熱気に包まれていた。自衛隊の派兵を中止させようとのビラが三十種くらい配られる。会場は超満員で通路にも人があふれる。都庁や二三区の友人、知人らも多く参加。イラク反戦集会は多数の友人らと会える。一言話せる交流の場である。次は三月二〇日(土)だ。  
(東京・Y)

**編集部より** 私も参加。久しぶりの熱気に感激。三月二〇日は世界統一の反戦デー。何百万人の人が参加し、ブッシュ、ブレア、小泉をどう追いつめるか、楽しみ。

**購読申し込みです** 長い間のご無沙汰お許しください。あの時のこと思い出します。今回、あらたに購読の申し込みをします。釧路のメンバーはその後大きな発展もありませんが、気持ちも新たに前進しようとしています。どうぞよろしくお願いします。来道の際はお知らせ下さい。その際釧路まで足を延ばしていただけましたら幸いです。  
(釧路・K)

**編集部より** 釧路沖地震直後にうかがったことなどよく記憶にあります。ご購入に心から感謝。必ずうかがいます。手弁当で。

**安部さん立候補** 安部逸雄君、町議に立候補決定。三月二三日公示、二八日投票。上川町議選に失するが、地元でソーセージを作りながら地方自治体から変えていくという事ですね。(旭川・S子)

**編集部より** 最近、どうしていらつしゃるかどと気にしておりました。早速、激励しなくっちゃ。形でなく心を躍らせる。私がダンスを始めたのが四〇歳の頃、五五歳の頃は神奈川県ダンス競技会でワルツとタンゴ部門で県のチャンピオン、武道館での全国大会では第七位。当時のダンスの先生が教えた言葉『ダンスは形じゃないのよ、相手と見ている人たちの心を躍らすことなのよ』  
(神奈川県・K)

**編集部より** 「形でなく、心を躍らせる」、どこにも通ずる名言ですね。心が通じ合わなければ、感動がなければ発展はありませんもの。今の労働運動の課題ですよ。

**元号は過去の遺物** 一二月の議会で元号(年号)を取りあげました。私は天皇が代わるたびに昭和や平成になる一世一元の元号がいかに時代を示すものかとして不便かを主張しました。そもそも元号は中国の専制君主時代に始められたものを日本がまねたもので、その非合理性から日本を除いてはどの国でも使われていません。もとより庶民に無縁の元号が明治になって、天皇支配の強化に用いられたもので、本来なら敗戦時に教育勅語と共に無くなってもおかしくない存在でした。元旦になって同じように戦争推進の精神的支柱であった靖国神社に小泉首相は参拝しました。古くから変わっていないようです。  
(大阪茨木市議・山下けい子)

**編集部より** そうなんですよ。不便でしかたがない。元号と西暦で歴史が断絶しちゃうんです。「天皇中心」思想の一端です。